

ウェルビー専用商品 **住宅賠償責任保険**

# Well House

社宅での火事・水漏れ等の事故への備えは出来ていますか？

社宅での事故の多いベトナムですが

タバコの不始末で火事発生  
自室・隣室を延焼

バスタブから水があふれ、  
下のフロアまで水浸し

ゴルフクラブを素振りしていたらテ  
レビにぶつけて破損

失火に対して過失がある場合、  
被害者に対して賠償責任を負う

## 填補範囲



賃貸住宅で被保険者の過失により、火災・破裂・爆発・水漏れ等の事故を起こした場合の貸主、第三者に対する法律上の賠償責任を填補限度額を上限に補償します。

## 填補限度額(対人・対物共通)



1事故/物件あたり : 500,000USD  
年間限度額/物件あたり : 1,000,000USD  
※免責金額 : 500USD  
(一事故/物件あたり、対物事故のみ)

## 補償対象

日本人社宅用賃貸物件 ※ベトナム国内

## 保険料（1年間）

物件数	1～2件	3～4件	5～9件	10～14件	15～20件
保険料	200USD	300USD	500USD	750USD	1,000USD

例えば対象物件が5件のみでも9件でも保険料は同じ500USDとなります。

対象物件が21件以上のご契約についてはご相談ください。

※別途VAT10%が必要となります。

## ご契約に関して

### 加入条件

- ウェルビーメディックサービス会員企業様のみご契約いただけます。
- 法人契約されている賃貸物件が対象となります。
- 開始日は毎月1日もしくは15日となります。
- 契約期間は1年契約のみ。
- 保険料のお支払期日は開始日より30日以内となります。

### 対象物件のご登録・異動・解約

- 加入申込書に対象物件のご住所をご記載いただけます。
- ご契約途中で対象物件が変更となる場合（引っ越しなど）は登録変更お手続きが必要となりますのでお知らせください。
- ご契約途中で駐在員の増員などにより対象物件数が増え、保険料区分に変更があった場合（例：4件→5件）でも、保険期間中は保険料の追加請求なしでその物件を対象物件に追加することができます。
- ご契約途中で駐在員の減員などにより対象物件数が減り、保険料区分に変更があった場合（例：5件→4件）でも、保険料のご返金はいたしません。
- 途中解約される場合、保険料の返金はいたしません。

### 保険金請求に必要なもの

- 保険金請求書
- 事故現場の写真(損害発生時には忘れずに被害状況が確認できる写真を撮影してください。)
- 修理費用の見積書

※事故状況により追加で書類をお願いする場合がございます。

## 主な免責事由

下記の原因により発生した事故や費用については、保険金のお支払対象外となります。

- 間接損害
- 契約上の賠償責任
- 名誉棄損や誹謗中傷
- 汚染や公害による賠償責任

### 元受保険会社

Tokio Marine Insurance Vietnam Co., Ltd.

### 相談・お問い合わせ

WellBe Vietnam Company Limited (Hanoi)

TEL : 024-3974-9354

Email : [sales.admin-hn@wellbemedic.com](mailto:sales.admin-hn@wellbemedic.com)

WellBe Vietnam Company Limited(Hochiminh)

TEL : 028-3825-7217/7218

Email : [sales.admin-hcm@wellbemedic.com](mailto:sales.admin-hcm@wellbemedic.com)